

19 世紀中葉のオランダ公教育における私立学校の位置づけ

— 「初等教育法」(1857 年) の制定に着目して—

澤 田 裕 之

はじめに

教育は、子どもが社会の担い手に成長することを助ける作用であり、その成長発達を遂げるためには、適切な教育を受ける権利が保障されなければならない。子どもを教育の権利の主体とする論理は、憲法第 26 条「教育を受ける権利」を「生存権的基本権の文化的側面」にかかわる権利として捉え、教育権の所在と、それを支える教育の本質認識に新たな解釈を与えた、杉本判決(1970 年 7 月)においても示されている¹。学説的に見ても、例えば、結城は、親の教育権を「子どもの教育についての包括的・全体的教育権」と解し、その対象や内容は、子どもの成長・発達や福祉にかかわる全ての事柄に及ぶ²と指摘している。子どもの教育に対する第一次的な権利と責任の所在が親にあることについては、「親は、自分の子どもたちに与えられるべき教育の種類を選ぶ権利を優先的にもつ」と謳った世界人権宣言(3 項)や、子どもの権利条約などからも看取できる。結城は、こうした親の教育権の淵源が、近代憲法上に自由権的基本権として確立を見た「教育の自由」にあり、憲法上の基本権、換言すれば「憲法的自由」において求めることができる³と論じている。

オランダ王国(以下、オランダと略記)の場合、1917 年の憲法改正により王国憲法第 23 条「教育の自由(Vrijheid van onderwijs)」が制定されて以降、同条を親の教育権の法的根拠として位置づけてきた。同条は「学校設立(De onderneming van de scholen)の自由(2 項及び 4 項)」、「教育方針・信条(richting)の自由(5 項)」、「組織・運営(inrichting)の自由(4 項及び 6 項)」を明文化した八項から構成され、憲法の基本権に掲げている。つまり、教育方針や信条のもとに学校を設立し、組織・運営する権利が、全ての親に対して与えられているということである。そして、同条 7 項で明記されているように、私立学校は、公立学校と同様の公金助成を受けることができる。従って、オランダにおける私立学校は、教育方針や信条を自ら決定することができることに加え、公金助成を受けることができるということである。こうした「教育の自由」が保障されていることにより、親の「学校選択の自由」も必然的に保障されるのである。このように、親の教育権を、憲法の基本権に規定し、私立学校の自由を保障していることが、オランダの教育制度の特徴であり、私学優位国とされる所以である。

1. 研究の目的

オランダ公教育の根幹にある第 23 条は、1990 年代以降、同条の修正や改正の是非が議論されつつも、無修正であり続けている⁴。同条は、これまで、国家(世俗派)と教会(宗教派)との間で展開された「学校闘争(Schoolstrijd)」と呼ばれる運動によって制定されたとする⁵。同闘争は、主に各宗派の教会が設立する私立学校に対して、公立学校と同様の公金助成の保障を国家政府へ求めて展開さ

れた運動であり、政治闘争にも発展した。その帰着として、1917年に同条が制定されたのである。つまり、同条は、私立学校に対する公金助成、そして学校設立や学校運営の自由などの保障を明文化していることを鑑みれば、同条は「私学の自由」の保障を謳った条文であると考えられる。

本稿は、そうした「教育の自由」が保障された背景に、19世紀中葉の私立学校に対する法的措置による学校闘争の展開を位置づけ、とりわけ、1857年の「初等教育法（Wet op het lager onderwijs-Onderwijswet van 1857）」（以下、1857年初等教育法と略記）制定に至る法整備を通じて、同時期のオランダ公教育における私立学校の位置を明らかにすることを目的とする。

今日に限っては、第23条は、既述のように修正を巡る議論の文脈から、社会統合に即した新たな解釈が求められ、「教育の自由」の概念を構築している段階にある。換言すれば、オランダは、同条を現代社会に適用しうる形に再構築している段階であり、それは、親の教育権を憲法の基本権に規定し、私学の自由を保障するオランダの教育制度が新たな段階を迎えたことを意味する。そして、教育制度の中に、積極的に親の教育権を位置づける「教育の自由」の理論モデルを構築していく上では、同条が制定されるに至った一端を明らかにしていく必要があると考える。

2. 研究の課題と方法

18世紀末のフランス革命以降、ヨーロッパ各地において自由主義革命運動が相次いで勃興し、その影響で、オランダにおいても自由主義が波及することとなった。とりわけ、1848年の二月革命(パリ)や三月革命(ウィーン)の勃発は、教育、結社、集会、出版、そして宗教の自由を認める自由主義的な憲法の修正に繋がることとなった⁶。にもかかわらず、学校闘争が展開されたのはなぜか。

本稿では、上述の問いに答えるため、19世紀中葉の法整備を中心にして、学校闘争が展開される以前のオランダ公教育における私立学校の位置を明らかにすることを課題とする。

教育を巡って、国家と教会が対立した学校闘争は、オランダに限らずヨーロッパの各地域で見られた。ヨーロッパにおける学校闘争を類型化した、H. アメルスフォート (H. Amersfoort) によれば、オランダの同闘争は、「国家の枠組みに、異なる宗教が独自の枠組みを構築してきた中において、国家がその枠組みを崩しかけた時に、教会と対立した」⁷と指摘している。この指摘は、J. B. J. コールマン (J. B. J. Koelman) の研究からも看取できる。J. B. J. コールマンは、オランダにおける同闘争の時期を分類し、特に1848年から1887年に掛けては、私立学校に対する公金助成を巡って、最も激しい闘争が繰り広げられたと指摘している⁸。これらの指摘を踏まえ、同時期の法整備を見ると、同時期は、改正憲法(1848年)の影響を受けた形で1857年に「初等教育法 (Wet op het lager onderwijs-Onderwijswet van 1857)」(以下、1857年初等教育法と略記)が制定されている。同法について、見原(2009)は、同法第23条においては、「キリスト教的かつ社会的美德」の育成が目指され、宗教教育の実施は認められたものの、実際の宗教教育は授業カリキュラム外におかれていた⁹と指摘している。

また、1878年には、私立学校に対して地方自治体単位で、学校運営費の30%を公金助成として支給すること保障した「初等教育の規律のための法律(Wet tot regeling van het lager onderwijs 1878)」が成立している。そして翌年の1879年には、世俗派による同法改正に対抗する形で、オランダ初の全国政党である反革命党 (Anti - Revolutionaire Partij: APP) が組織された。つまり、世俗派の政治

的影響力は、1870年代後半には縮小されつつあったと看取できる。従って、H. アメルスフォートや J. B. J. コールマン、見原らの指摘を踏まえれば、19世紀中葉における私立学校は法的な制約を受け、そうした私立学校に対する措置が学校闘争に発展したと考えられる。そして、1870年代後半の法律及び政治的背景の転換からは、同闘争の収束を予見でき、本稿において同時期に着目する理由である。

そこで本稿では、はじめに、19世紀初頭から中葉に掛けてのオランダにおける世俗派の勃興とその影響に関する考察を行う。同国においても、他のヨーロッパ諸国と同様に、19世紀前半に掛けて整備されていった諸法は、ヨーロッパ各地域で起きた諸革命の影響を強く受けている。そこで、初等教育法(1857年)が制定されるまでの社会背景を整理し、学校闘争に至る同法の位置づけを明確にする必要があることから、主に先行研究等を用いて、同地域における世俗派の台頭がオランダにもたらした影響について考察する。

次に、初等教育法(1857年)の各教育条項を手掛かりに、第23条が制定された最大の要因として捉えられている学校闘争に至る要因について分析する。具体的には、19世紀中葉までの二度の憲法改正における教育条項の内容を考察し、改正憲法が同法制定に与えた影響を解明する。それらを踏まえて、19世紀中葉の私立学校に対する法的措置法を考察し、同闘争に発展した要因を明らかにする。

オランダにおける「教育の自由」の形成過程に着目した研究は、前述した J. B. J. コールマンの研究を初めとして、いくつか散見される。代表的な研究としては、「学校闘争」自体に着目し、その過程をまとめている F. O. ラミレスと J. ボイル(F. O. Ramirez and J. Boli)の研究¹⁰や宗教派勢力側から学校闘争を分析している見原礼子の研究¹¹などである。また、M. デ・カーステイト(M. de Kwaasteniet)¹²は、同時期の私立学校に対する施策について、そして、近代教育に関連する法律をまとめた、杉浦恭の研究¹³などからは、学校闘争の展開過程についての示唆を得ることができる。いずれの研究からも、学校闘争が第23条の制定に大きく関連していることが看取できるものの、C.L. グリーン(Charles L. Glenn)が指摘するように、学校闘争の背景や要因については、未だ解明されていない部分が多い¹⁴のが現状である。

3. 19世紀前半におけるオランダの社会状況と法整備

3-1. ヨーロッパにおける諸革命のオランダへの影響

学校闘争は、第23条において私立学校に対しても公金助成を行うことを明文化したことを鑑みれば、宗教派勢力によって展開されたと考えられる。そうした宗教派勢力を同闘争にかき立てた要因は何か。

19世紀前半はヨーロッパにおける諸革命の萌芽期であり、先進資本主義国のイギリスのインパクトのもと、ヨーロッパ諸国が相次いで産業革命を経験した時期¹⁵、すなわち、近代資本主義を社会の深部にまで、浸透させる時期であった。西ヨーロッパにおいては、市民階級が自己を社会の指導的勢力として確立させることに努め、また中央・東ヨーロッパの諸地域では、この資本主義的近代化に対応すべく、身分制的秩序や領主制的経済に漸進的な改革が加えられなければならなくなったのである¹⁶。加えて1800年代前半以降、ヨーロッパは、急激な人口増加に伴って社会問題が生じることになる。人口の増加は初めに農村部において起こり、農村部の人口増加は都市部へと拡大した。

具体的には、1800年時点では、ヨーロッパには人口10万人以上の都市が22都市存在したが、1850

年には 47 都市に増加している¹⁷。このような人口増加にも係わらず、新しい工業化や機械化は、繊維、石炭、製鉄の分野のみで、全体的な工業化は必ずしも促進されていたとはいえない状況にあった。

人口増加に相反する形での工業化の遅れは、ヨーロッパ全体に過剰労働者を生み出し、労働者の大衆的貧困化を招く要因¹⁸となった。そして次第に、オランダを初めとして、ヨーロッパ諸地域において「自由主義」及び「社会主義」などの非宗教派勢力、すなわち、世俗派が政治舞台に台頭することとなるのである。とりわけ、1789年のフランス革命以後、ヨーロッパ諸地域においては、自由主義勢力が勃興し、それまで主導的立場であった宗教派勢力が弱体化していくという、勢力構造の転換が生じた。オランダもヨーロッパの社会的背景の変容を強く受ける形で、自由主義勢力が宗教派勢力と拮抗し、その影響を強めて行くこととなる¹⁹。

今日のオランダの原点は、1795年にバタヴィア共和国が建設されたところに求められる。旧来、オランダは、16世紀末、他のヨーロッパ諸国で絶対主義化が進む中、ほぼ唯一の例外である共和国として成立していた経緯を持つ²⁰。そして、今日のオランダ王国憲法(1983年憲法改正)の原点は、1798年バタヴィア共和国憲法(*Grondwet van de Bataafse Republiek*)に求められる²¹。バタヴィア共和国は、事実上フランスの支配下に置かれ、1806年にバタヴィア共和国はオランダ王国となり、教育に関してもフランスの影響を強く受けている形となった。

具体的には、キリスト教的な教育理想から、社会的に有用な市民の育成した教育へと、国家による教育の目的が変容することとなったのである²²。この点について、杉浦によれば、19世紀に入ると商業の円滑な交易を目的として、フランス語を重点的に教える学校が設立され、教育をキリスト教から切り離し、国家へ、その権限を移す試みがされた²³としている。元来、オランダは建国以来、プロテスタントである「オランダ改革派」が国家を形成し続けてきた背景がある²⁴。しかし、フランスの影響下にあつて、宗教から国家へ権限が移る時期には、都市中間層や産業家層を中心とする、世俗派がオランダ政治を支配し始め、宗教派勢力は次第に勢力を弱めていくこととなったのである²⁵。

そして、オランダにおけるヨーロッパ諸革命の影響は、1830年のフランス七月革命を受けた形で、1838年にベルギーの独立を契機として、世俗派の台頭が始まることとなる。そして1848年のフランスにおける二月革命の余波が、アムステルダムやハーグに波及した結果、同年3月に、これまでの専制君主制から自由主義的な要素を含んだ立憲君主制へと移行する²⁶という政治社会の転換が起きる。

具体的には、自由主義者は王室による寡頭的支配を打破し、議会を基点として、諸自由権の拡大、責任内閣制の導入など「自由化」を積極的に進め、1848年に憲法改正を行った²⁷。この1848年の憲法改正による新憲法制定には、自由主義勢力で構成された「3月17日委員会」が主に改正憲法草案を創り、同年11月3日に布告されている。新憲法は教育、結社、集会、出版、信仰の自由、国王が憲法に従って統治することなどを規定した。従って1848年の2月革命の与えた影響は、オランダにおける国民国家の形成という点において大きな意味合いを持つ²⁸といえる。そして、オランダにおける自由主義勢力と宗教派勢力との拮抗の形は、学校闘争へと向かうこととなり、アメルスフォートは宗教派勢力が学校闘争へと導いたという点においてフランスと類似している²⁹と指摘している。

3-2. 「学校法」(1801年)と「バタヴィア共和国における初等学校制度及び教育のための法律」(1806年)の制定

既述したように、19世紀前半のオランダは、ヨーロッパの社会変容に端を発する形で、世俗派が政治や経済など社会全般に台頭した時期であった。

では、そうした世俗派の台頭によって、社会が非宗教化へ変容する中において、教育法制は、どのように整備されていったのか。本稿では、19世紀初頭から中葉に掛けての憲法を含めた、諸法を中心に、宗教派勢力が学校闘争を図ることとなった要因について分析する。

1794年に、オランダ共和国はフランスに併合され、国名をバタヴィア共和国と改めた。以後、オランダ王国が建設されるまでの20年間は、事実上、フランスが統治することとなる。そして、1798年には、オランダにおいては初の憲法である「バタヴィア共和国憲法」が制定され、その理念を引き継いだ形で、1801年に「学校法(1e onderwijswet)」、1806年4月には、「バタヴィア共和国における初等学校制度及び教育のための法律(Wet voor het Lager Schoolwezen en Onderwijs in de Bataafsche Republiek 1806)」(以下、1806年教育法と略記)が、フランスの影響を強く受けた憲法、そして法律が制定及び施行された。

バタヴィア共和国憲法第61条は、「将来に渡って、国家の統一を維持し続けていくためには、国家を主催者とする教育が必要である」と謳っている。この内容について結城は、国民教育および公教育の創設とこれに対する国家の統括権の確立を意味する³⁰としている。同条の内容は1801年学校法に引き継がれていることから、オランダにおける公教育の萌芽は、「バタヴィア共和国憲法」に求められ、同国における公教育の骨子は形成されたのである。

1806年教育法第1条においては、公立学校は、「国家によって設置・運営される学校」と規定された。そして同条は、教育内容の監視の他、教員の宗教的背景を国家が監視することを規定している³¹。つまり、同法の成立をもって、公教育は、国家の管理下に入り、教師の宗教観についても同法によって、規定されることとなったのである。そして、私立学校を認可制にしたものの、教育内容や教師の資格等に関して、公立学校と同様の規制を行った³²。同法の規定は、原則的に「全ての国民のための公教育、全ての学校に対する国家の監督」である。この点について、杉浦は「『全ての学校』とは、①一般民衆の子弟で特に宗教を持たない家の子どもが通う公立学校、②宗教を持っている家の子どもが通う私立(宗派立)学校、③富裕層の子どもが通う私立学校」を指す³³と述べている。

このように、バタヴィア共和国憲法、学校法(1801年)の姿勢を踏まえた、教育法(1806年)は、今日のオランダにおける学校区分となった「公立学校」と「私立学校」という二種類の学校を設けた最初の法律であった。そして、公立学校が宗教にかかわらず、全ての児童・生徒を受け入れること、このことは、公立学校は、特定の宗派をもたない学校として、公教育に位置づけられるのである。この点について、P. ボークホルト(P. Boekholt)は、こうした法的措置は、「公立学校設立の推進と私立学校の運営を制限していくという、国家による教育の非宗教化の方向性が示される」³⁴と指摘する。すなわち、同法は、公教育の推進を図る法律である一方で、私立学校に対する規制の強化を目的とした法律ということである。以後、1806年教育法は、1857年初等教育法制定まで教育基本法として位置づけられ、私立学校に対しての公金助成の保障は明記されないことを踏まえれば、19世紀初頭は、学校闘争へ展開する萌芽期として捉えられる。

3-3. 1814年王国憲法と1815年修正憲法における教育条項

次に考察するのは、1814年憲法及び1815年修正憲法における教育条項についてである。1814年憲法の構成を見ると、国家の基本を明確に規定した内容構成となっている。そして、1789年憲法では、教育を明記した条文は明文化されずにいたものの、1814年憲法では教育条項が明文化されたことも特徴である。具体的には、1814年憲法第8章「宗教および教育目的 (Van den Godsdienst, het Openbaar Onderwys en het Arm - bestuur)」の第140条及び第141条で規定されている。

第140条では、「宗教的価値観の促進のため、そして国民の知性向上のために学校および教育を充実させることは必要であり、初等学校および中等学校は政府によって統治される。従って政府は一年に一度、学校と教育の状況を議会（国会）に報告する義務とする」と明記されている。また、第141条は「教育委員会は全ての学校の状況を把握しなければならず、また教育委員会は政府が掲げる目的を順守しなければならない」と謳っている。

上述のように、第140条の条文からは、教育を「宗教を促進させるための方途」として位置付けていることがわかる。つまり、国家としての教育理念は、宗教と公教育の関係性を重視しているということである。そして今日の義務教育段階にあたる初等学校、中等学校に言及し、「国民の知性の向上」や「政府は一年に一度、学校と教育の状況を議会（国会）に報告する義務がある」を明記している。

こうした1814年憲法であるが、翌年の1815年には同憲法が修正されることとなる。

修正憲法（1815年）では、教育に関しては、第10章「教育と教育委員会の目的 (Van het Onderwys en het Armbestuur)」に規定されており³⁵、条文は第226条から第228条において明記されている。

1815年憲法第226条では、「公教育は政府の管轄下に置く。国王はその最高責任者であり、政府は一年に一度初等学校および中等学校の状況を国王に報告しなければならない」と謳っている。そして、第227条は「教育は、知識や市民生活を向上させ進歩させるためにあり、憲法の条文を受けて、公教育を特定人に与えるのではなく社会全てに広げなければならない」としている。これらの二つの条文からは、公教育の充実と拡充が、その目的として看取することができる。そして、第228条は、「政府は貧困を排除しなければならず、教育や教育委員会は貧困を排除するために存在し、政府は教育と教育委員会に対して責任を持つ」と明記している。

他方で、宗教に関する規定については、第6章「宗教 (Van den Godsdienst)」の第190条から第196条で明記されている³⁶。

まず、第190条「宗教的概念の自由」においては、「全ての宗教の概念は自由であり、保障される」と明記されている。第191条も同様に、「国内における全ての宗教は、平等な扱いを受ける」とされている。その他、第192条「宗教に基づく差別の禁止」、第193条「宗派による公共運動の禁止」、第194条「その他の収益」、第195条「国王の中立性」、第196条「国王の宗教に対する監督権」を規定している。中でも、第195条及び196条は、国家元首と宗教との関係について謳っている。第195条では、「国王は宗教的に中立を保たなければならない」と規定されている。そして第196条では、全ての宗教を監督する権限は、元首に与えられ、各州法によって裁かれるとしている。

1815年に憲法が修正された背景としては、同年にフランスの影響を受けて建設されたバタヴィア共和国の崩壊による、オランダ王国の建設がある。つまり、同憲法は、前年に制定された憲法（1814

年)に比べ、フランスの影響を受けずに制定されたということである。そして、修正憲法(1815年)では、公教育が政府の管轄下に置かれることが規定され、公教育の充実および発展を図る政府の責任が明確にされたのである。

一方で、それまでの憲法では、教育と宗教は同じ条項内で謳われていたが、修正憲法(1815年)では、初めて教育と宗教が個別に規定された。この点は同憲法の特徴といえる。

このように、1789年に憲法が制定された当初は、宗教を推進させるために教育を位置づけていたものの、1815年以降の修正では、宗教と教育がそれぞれの条項を持ち、それぞれが規定されることとなった。しかし、憲法で教育に関する条文が明記されつつも、いずれも公教育に関する条文であり、私立学校に関しては明記されていない。

3-4. 1848年憲法における教育条項

既述のように、1848年はヨーロッパ各地において諸革命が起き、その影響はオランダにおいては、憲法改正(1848年)に反映された。以後、1850年代から1870年代は、世俗派の全盛期となり、同時にそれは、政教分離政策が同勢力にとって、最も緊要な課題の一つとして位置づけられることとなったのである。見原は、同時期の非宗教化政策は、ヴァチカンとの外交断絶のほか、既存の政教和約の破棄や教会機能の削減、家族関係に対する教会介入の排除など多岐に渡っている³⁷と指摘する。

1848年憲法は第1条から第199条及び追加条項から構成されている。教育に関する条項は、第194条及び第195条であり、次のように規定された。

まず、第194条は、「公教育は国家にとって、恒久的な責務の対象である。公教育の設計は、法律の規定に基づいた範囲において、如何なる宗教に関しても考慮していかななければならない。そして国家は国家の規定や教師の能力、モラル、法律の範囲内において、全ての中等学校や初等学校に対して、教育の自由を与えなければならない。政府は一年に一度初等学校および中等学校の状況を国王に報告しなければならない」と謳っている。同条の「公教育は国家にとって、恒久的な責務の対象である」という条文は、それまでの憲法条項においても見られたが、1848年憲法においては、「公教育の設計は、法律の規定に基づいた範囲において、如何なる宗教に関しても考慮していかななければならない。」という条文が盛り込まれ、その上で「全ての初等学校や中等学校に対して、教育の自由を与えなければならない」と規定された。しかし、私立学校に対しては、この時点においても、公金助成は認められていないことを踏まえれば、公教育の中で、公立学校の充実及び拡充が国家の教育施策として最重要課題として位置付けていたことがわかる。

第195条では、「教育委員会は、法律の下で政府に従わなければならない。政府は一年に一度、国王に対して教育委員会に関して報告しなければならない」と謳っており、同条文は、今日の第23条8項において引き継がれている。

1848年憲法における教育に関する条項は上述した二条であるが、内容については従来までの憲法における教育条項と比較すれば、詳細に明文化されたといえる。また公教育に関しては、「国家が公教育を管理する」と明記されており、これは、当時のオランダの社会状況を踏まえれば、世俗派の主張を反映した文言であると看取できる。

そして、第194条はオランダにおいて「教育の自由」を初めて明文化した条項であり、今日におけ

る憲法第 23 条の基底となる条文であったといえる。他方で、私立学校に対する公金助成が保障されていないことを踏まえれば、同条は私学の自由を除いた「教育の自由」が憲法上で保障されたということである。私立学校においては法的な矛盾として捉えることができる。第 23 条に関連して言えば、1851 年に「都市法」³⁸が制定されている。同法は、「学校設立」に関係している法律であり、初等教育に関する経済的支援は、都市政府の責任下で行われることを制定したものである。すなわち、同法の制定により、財政的に豊かな都市では初等学校の設立が続いたものの、比較的貧しい都市では、学校の設立は財政的な負担となり、初等学校の設立は必ずしもオランダ全土に普及していなかった³⁹と考えられる。この時点で、未だ公教育において公立学校が、全国的に普及していないことを鑑みれば、私立学校の設立及び運営に関しては財政的に見ても、困難であったとも考えられる。

4. 1857 年初等教育法の分析

1848 年憲法の条文からは、とりわけ、公立学校において、公教育としての機能がより強く意識されるようになったこと、そして公立学校の充実と発展を促すものであることなどが看取できた。加えて、私立学校の設立は認めつつも、国家からの公金補助は認められていない。つまり、国家は、公立学校を充実及び拡充する一方で、私立学校に対する支援は、この時点においても行われなかったことが看取でき、19 世紀初頭から 1848 年憲法までの特徴でもある。そして、これらの姿勢を受けた形で、1857 年に初等教育法が成立した。

以下では、初等教育法（1857 年）において、特に、国家の公立学校と私立学校に対する条項を取り上げる。本稿においては、同法を分析する際に、①公教育、②公立学校、③私立学校（同法では、「特別な学校」と表記）、④地方自治体と公立学校及び私立(宗派立)学校、⑤公金助成、を視点として関連条項を取り上げ分析する。はじめに、初等教育法（1857 年）総則第 3 条である（Table. 1 を参照）。

Table.1 1857 年初等教育法総則第 3 条

<p>1 -総則- 第 3 条</p> <p>初等学校は、公立学校及び特別な学校に区分される。公立学校は、各地方自治体により、維持・管理され、地方自治体の公用地を優先的に使用する。特別な学校は、他の地域を使用する。各地方自治体は、特別な学校に対して助成金を出すことも可能であるが、そのためには、各地方自治体と教育委員会の判断を必要とする。仮に、助成金を受けられる場合には、特別な学校は、宗教的に強く傾斜していないこと、そして、子どものための教育を実践していることが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(原文をもとに筆者訳)</p>
--

総則第 3 条では、地方自治体の学校設置に関する内容、そして「特別な学校」である私立学校が公金助成を受けるに当たって留意しなければならない内容を謳っている。特に、後者については、私立学校が公金助成を受けるための条件として、行政による教育内容の調査を必要としている。次に、学校教育に関する条文についてである（Table.2 を参照）。

Table.2

1857年初等教育法第16条—第20条、第31条—第35条

2 -公教育- 1. 学校教育 第16条
各地方自治体における初等教育は、全ての子どものために、その必要となる学校数を確保し、全ての子どもたちが満たされるように配慮すること。教育に従事するものは、専門職であること。従って、幅広い知識と公平な視野を持つ必要があり、特定の宗教に偏向した価値観を持つてはならない
第17条
各地方自治体の議会は、初等学校数を規定できる。また、学校数の決定ないし変更は、州政府に報告する必要がある。州も学校数の増減を各地方自治体に命じることができる。そして、州は各地方自治体の決定、変更不足があれば、各地方自治体に代わって学校数を規定することができる
第18条
1つの学校に在籍する生徒の数は、70人以上であり、通常は100人から150人程度が最も望ましい。そしてこの数に応じて、教師および助教師の数も決定される
第19条
特別の学校を除く学校長および教師の給与は、学校に在籍している生徒の数に応じて支給される
第20条
学校長は、常にその地域の人口数と生徒数を把握していなければならない。地域の人口数および生徒数の増減については、他の学校長と連携して対処していかなければならない。 (原文をもとに筆者訳)

同法第16条では、初等教育における学校数と教師の資質について規定されている。学校数に関しては、同法第17条及び第18条において規定されている。また第16条は、公教育における教師は専門職であることに加え、「特定の宗教に偏った価値観を持たないこと」が規定されている。次に学校財政についての条文である（Table. 3を参照）。

Table. 3

1857年初等教育法第31条—第33条及び第35条

2 公教育 3. 学校財政 第31条
各地方自治体は、子どもの教育を満たすために、全ての初等学校に対して必要な財政支援を提供しなければならない。
第32条
財政支援には、1 教師の年間給与、2 学校の備品、3 学校目標を達成させるための使途金、4 生徒の教材、学校給食費、5 防火設備、6 教師の研究費、7 学校長手当て、8 教師の年金、9 地方の学校整備が含まれる。
第33条
全ての子どもが学校へ通学できるように、財政支援をする必要があり、その財源は全ての者から徴収することができる。これは納税額に比例する
第35条
国家からの補助金は、全ての子どものために使われなければならない。一家族のうち、2名が同じ学校に通学した場合、その額は軽減される。 (原文をもとに筆者訳)

第16条から20条、そして第31条から35条での条文から看取できるように、これまでの教育諸法

と比べ詳細に明文化されていることがわかる。とりわけ第 18 条は、学校設置に関する条文であり、この基準は近年の学校設立の要件に大きく関連している。ここで、第 19 条の「特別の学校」に着目する。この「特別の学校 (bijzondere scholen)」とは、「公的な財源を得ない『特別』な学校」という意味合いから名付けられた私立学校を指す⁴⁰。この「特別の学校」については、同法第 37 条から 40 条において明文化されている (Table. 4 を参照)。

Table. 4 1857 年初等教育法第 37 条—第 40 条

3 特定の学校 第 37 条
特別の学校で行われる教育は、個人の所有物とみなす。
第 38 条
各地方自治体は特別の学校で行われている教育を常に監督する。特別の学校は、市議会に教育の内容を報告しなければならない。偽りを報告してはならない。その報告は 4 週間に一度行うことを必要とする。
第 39 条
各地方自治体は特別の学校で行われている教育に対して、修正を促す勧告をすることができる。特定の宗教に偏向し、必要となる教育を欠いていた場合は、各地方自治体が修正を勧告することができる。
第 40 条
特別の学校は、全ての者に配慮していく必要がある。 (原文をもとに筆者訳)

第 37 条から第 40 条の条文内容からも看取できるように、「特別な学校 (私立学校)」に対しては制約が課せられている。杉浦によれば、同法は 2 つの目的を有していたと指摘している。第 1 の目的は、全国的な教育の普及である。具体的には、貧民の子にも教育を普及させるために、公立学校を急増させ、多くの科目を子どもに履修させることである。第 2 の目的は、宗教教育を排除し、中立的な教育を普及させること⁴¹である。杉浦の指摘に即して言えば、第 1 の目的については、第 3 条にある公教育における公用地の優先的使用、第 16 条における学校数の確保、第 17 条の地方自治体における学校数の決定権、第 31 条から第 33 条及び第 35 条に掛けての学校財政である。宗教教育の排除については、多くの条項の中で明文化されており、特に第 38 条については、各地方自治体が私立学校での教育実践内容を把握すること、そして、学校側も自ら報告する義務を謳っている。同法は、これまで取り上げてきた法律の中で、最も具体的に教育制度の内容を規定し、公立学校を重視している一方で、私立学校に対しては徹底した宗教色の排除を明記していることを踏まえれば、同条は、私立学校に対して、これまでの法的措置より規制を強めた性質を持つものとして捉えられる。

おわりに

教育法 (1806 年) は、公立及び私立学校の学校を区分し、オランダにおける公教育制度の起点となるものであり、公立学校においては「特定の宗派を持たない学校」として位置づけられていた。そして同法は 1857 年の初等教育法の制定までの約 50 年近くに渡って法律として位置付けて行くこととなる。

宗教の自由については、修正憲法 (1848 年) において保障されていたものの、公教育の拡充及び充実を図るため、公教育においては、非宗教化が促進されたということである。自由主義的な文脈に即

して改正された 1848 年憲法は、オランダにおいて「教育の自由」を明文化した最初の憲法であった。1848 年に憲法が改正されたことにより、その世俗派は隆盛し、オランダ憲法上では初となる「教育の自由」を明文化した。つまり、教育法の制定以降、公教育の構築を継続しつつある中で、自由主義的な風潮と憲法改正により、公立学校の充実及び拡充が推進される一方で、私立学校に対しては制約が強まることとなったのである。

1850 年代から 70 年代のオランダ社会は、ヨーロッパにおける諸革命を通じ、宗教派勢力の弱体化と世俗派勢力の勃興により自由主義体制へ転換し、自由主義に即した法律が整備されていくこととなる。そして、同憲法の姿勢を踏まえて 1857 年に初等教育法が成立した。初等教育法（1857 年）は、世俗派が隆盛であった同時期に成立した法律であり、それは、各条文の文言からも看取できる。すなわち、同法は、教育への宗教の介入を排除、そして、公教育の非宗教化を推進するため法律であったといえる。修正憲法（1848 年）とその内容に即して成立した初等教育法（1857 年）は、「教育の自由」を認めつつも、公教育においては「宗教の自由」の排除を規定した法整備が敷かれたということである。つまり、19 世紀中葉は、国家が公立学校を中心とした公教育の拡充に努めたことで、私学の自由は制約され、学校闘争へと展開したのである。以降、宗教派勢力が私立学校に対する公金助成を求めて学校闘争を展開し、その結果として、1917 年に私学の自由を大幅に認めた第 23 条「教育の自由」が制定されたのである。

学校闘争を経て、成立を見た第 23 条「教育の自由」は、今日において、社会統合との両立が課題となっている。そこでは、私学の自由が社会統合の促進を阻む要因と位置づけられたことにより、私学の自由が問い直されている。このように、オランダ公教育における私立学校は、今日においても重要な位置にあることがわかる。親の教育権が教育制度の中に積極的に位置づけられてきたオランダにおいて、同国の「教育の自由」の理論を構築していく上では、国家と私立学校との関係性に着目して行く必要があり、今後の課題でもある。

澤田 裕之（筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻 後期 2 年）

1 東京地方裁判所判決昭和四五年七月十七日、堀尾輝久「『杉本判決の論理』—『教師の教育の自由』と『教育的配慮』を中心として」、判例時報、No. 604、1970 年、pp. 20。

2 結城忠『教育の自治・分権と学校法制』、東言堂、2009 年、p. 251。

3 同上書、p. 247。結城は「憲法的自由」とは、「憲法の自由権条項は『人類の自由獲得の努力の歴史的経緯に即し、典型的なもの』を例示的に掲げているのであって、『列挙した自由以外のものはこれを保障しないという趣旨ではない』」を意とするとしている。

4 Onderwijsraad, *Vaste grond onder de voeten: Een verkenning inzake artikel 23 Grondwet*, 2002.

第 23 条については、1990 年代に社会統合政策の促進のために、修正及び改正の是非についての議論が展開されている。

5 F. O. Ramirez & J. Boli., *The political construction of mass schooling: European origins and worldwide institutionalization*, *Sociology of Education*, No. 60, 1987, p. 4.

6 日野愛郎「第 7 章オランダ・ベルギー」、網谷龍介他編『ヨーロッパのデモクラシー』、ナカニシヤ出版、2009 年、p. 227。

7 H. Amersfoort., *Voor vaderland en Oranje. Een verkenning naar de wederzijdse betrokkenheid van natie en leger.*, *Tijdschrift voor Geschiedenis* 95, 1982. P.538.

8 J. B. J. Koelman., *Kosten van de verzuijing: een studie over het lager onderwijs, Proefschrift ter verkrijging van de graad van doctor*, Rotterdam.Erasmus Universiteit Rotterdam, 1987. pp. 17-33. コールマンは、オランダにおける学校闘争を、教育の自由と公教育の内容を巡る争いが主に展開された 1815 年から 48 年を第一段階、国庫助成を争点とした 48 年から

87年を第二段階、そして公立学校と私立学校の国庫助成を平等化した87年から1920年を最終段階として、同闘争を分類化した。

⁹ 見原礼子『オランダとベルギーのイスラーム教育』、明石書店、2009年、p.53。

¹⁰ F. O. Ramirez and J. Boli., *The political construction of mass schooling: European origins and worldwide institutionalization*, *Sociology of Education*, no. 60, 1987, p. 8.

¹¹ 見原礼子「第3章 公教育と宗教—オランダ—多元的であることの合意」、関啓子・太田美幸編、『ヨーロッパ近代教育の葛藤』、東信堂、2009年、pp.41-57。

¹² M. de Kwaasteniet., *Denomination and Primary Education in The Netherlands (1870-1984)* ., Amsterdam University, 1990. 参照。

¹³ 杉浦恭「オランダの近代教育」、『愛知教育大学研究報告』、教育科学編、第48巻、1999年、pp.197-203。

¹⁴ Charles L. Glenn, *Parent Choice in Four Nations*, CHOICE in Education: Potential and Problems, 1990, pp. 63-93.

¹⁵ 栗原福也『ベネルクス現代史』、山川社、1982年、pp.70-71。

¹⁶ 北原敦「IV 一八四八年こむかつて」、北原敦・木村靖二他、『ヨーロッパ近代史再考』、ミネルヴァ書房、1983年、p.66。

¹⁷ 久保久次「第8章 1848年革命とフランス第2共和制」、『近代ヨーロッパの形成(続)』、杉山書店、1971年、pp.197-198。

¹⁸ 前掲書、栗原、pp.70-71。

¹⁹ 水島治郎「伝統と革新—オランダ型政治体制の形成とキリスト教民主主義—」、『國家學會雑誌』、第106巻、第7・8号、1993年、p.106。

²⁰ 水島治郎『戦後オランダの政治構造—ネオ・コーポラティズムと所得政策—』、東京大学出版会、2001年、p.11。

²¹ 前掲書、栗原、pp.60-61。

²² 前掲書、杉浦、p.197。

²³ 同上書、p.197。

²⁴ 井上隆一郎「1 開かれた社会と市場」、『開放国家オランダ—戦略と歴史—』、筑摩書房、1986年、p.192。

²⁵ 北原敦・木村靖二他、前掲書、p.67。

²⁶ 同上書、pp.4-7。

²⁷ Jan Rudolf Thorbecke., *De scheiding tussen publieken privaatrecht bij Johan Rudolph Thorbecke, 1798 - 1872: Theorie en toepassing*, Ars Aequi Libri in samenwerking met het Nederlands Instituut voor Sociaal en Economisch Recht NISER, Utrecht: 1987, pp. 5-7.

²⁸ 吉田信「オランダ国民の形成—1850年国籍法の検討を通して—」、『神戸法学雑誌』第50巻第3号、2000年、p.4。

²⁹ Amersfoort, H., *Voor Vaderland en Oranje. Een verkenning naar de wederzijdse betrokkenheid van natie en leger*: Tijdschrift voor Geschiedenis 95, 1982. p. 538.

³⁰ 結城 b、前掲書、p.130。

³¹ A.H.M.Dolle, et al., *De constitutie voor het Koninkrijk Holland van 1806* (J. Hallebeek., Nederland in Franse schaduw: recht en bestuur in het Koninkrijk Holland, 2006) , p.42.

³² J. Noorduyne Zoon., *uit de Verzameling van wetten betrekkelijk het Lager Onderwijs in Zuid Holland* , 1846. 参照。

³³ 前掲書、杉浦、p.199。

³⁴ P. Boekholt., *"De onderwijswet van 1801 en het begin van de Staatszorg voor het onderwijs in Nederland"*, *Tweehonderd jaar onderwijs en de zorg van de Staat*. Assen Koninklijke van Gorcum. 2007. p. 2.

³⁵ 内務省ホームページ (<http://www.rijksoverheid.nl/#ref-minbzk>)

オランダ憲法典 (<http://www.denederlandsegrondwet.nl/9353000/1/j9vvi1hf299q0sr/vih9dp4hyqv1>)、1815年憲法 (<http://www.denederlandsegrondwet.nl/9353000/1/j9vvi1hf299q0sr/vi6jej9wwlg8>)、参照。2011年2月10日再アクセス。

³⁶ 同上、2011年2月10日再アクセス。

³⁷ 前掲書、見原、『オランダとベルギーのイスラーム教育』、2009年、p.53。

³⁸ 前掲書、杉浦、p.200。

³⁹ 同上書、pp.197-198。

⁴⁰ J. B. J. Koelman., *Kosten van de verzuijing: een studie over het lager onderwijs, Proefschrift ter verkrijging van de graad van doctor*, Rotterdam. Erasmus Universiteit Rotterdam, 1987. p.15.

⁴¹ 前掲書、杉浦、p.199。